

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例（昭和三十四年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項を次のように改める。

工事は、市又は市が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業業者」という。）でなければ、設計し、及び施行してはならない。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者（法第三条第五項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）又は他の水道事業者が法第十六条の二第一項の指定をした者も、工事を設計し、及び施行することができる。

第十二条第二項中「指定給水装置工事業業者」の下に「又は前項ただし書の者（次条第二項及び第三十七条の二第二項において「指定給水装置工事業業者等」という。）」を加える。

第十三条第二項及び第三十七条の二第二項中「指定給水装置工事業業者」を「指定給水装置工事業業者等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。